

189 本試験によく出る！第6類消防設備士問題集 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますと共に深くお詫び申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正
62	【問題 62】解説②	②複合用途防火相性物の場合	②複合用途防火相性物で、同一用途に供される部分（ただし、令別表第1（1）～（15）に限る）
62	【問題 62】解説（1）を右のように変更	(1)物品販売店舗と料理店は同一用途ではないので、一つの防火対象物とはみなされず、別々の防火対象物になりますが、管理者が別というのは、その理由にはなりません。	
74	【問題 29】（3）	・・・（9）項 ロ ）に・・・	・・・（9）項 イ ）に・・・
96	【問題 7】（2）（3）	表の下参照	
91	最下行※の枠内	表の下参照	
92	上のこうして覚えようの下に挿入	表の下参照	
96	解説1～3行目	（1），（3）表1（p91） ①のグループに入っています。また、（2）は……ありません。	（1）， （2） ，（3）表1（p91） の①のグループに入っています。 これ以降削除
99	【問題 10】解説 8行目～11行目	表1 ⇒ 表2，表3 ⇒ 表1，表2 ⇒ 表3	
118	【問題 2】（3）	消火器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所に設けること。	消火器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所に設けること。 ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。
152	【問題 9】（4）	… 抜き取り で行う。	… 放射能力を除く項目について全数 に対して行う。
171	【問題 1】解説6行目	・粉末 泡 消火器	・粉末消火器
209	設問3 解答（問6）	A, B, D, E, F, G*	A, B, D, E, F, G*, H
242	【問題 22】解答欄	A,B の名称の解答が解答欄に入っていました。 A,B の名称部分を空欄にする。	
252	【問題 29】（設問2）	A, B, C, G	A, B, C, F , G
269	【問題 38】設問4	ウ, エ, オ, キ, ケ	ウ, エ, オ, カ , キ, ク , ケ

	解答	
--	----	--

P91 の入れ替え表

<p>※3 項イとロについて</p> <p>● 「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられていないもの」が対象です。</p> <p>○ 下線部が「防火上有効な措置が講じられているもの」については ⇒②のグループに入る（150㎡以上で設置義務）。</p> <p>○ 「火を使用する設備や器具」を設けていないもの ⇒消火器具の設置そのものが不要。</p>

p 92 上のこうして覚えようの下に挿入

3※	イ 料理店、待合等
	ロ 飲食店

※3 項イとロについて、「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられているもの」についてはこの②のグループに入ります。

p 96 【問題7】選択肢

<p>(2) 地階又は無窓階にある延べ面積160㎡の飲食店（火を使用する設備を設けたもので、防火上有効な措置が講じられていないもの）</p> <p>(3) 延べ面積が120㎡の料理店（火を使用する設備を設けたもので、防火上有効な措置が講じられていないもの）</p>

解説の1～3行目も、以下のように訂正させていただきます。

<p>解説</p> <p>(1)、(2)、(3) 表1 (P91) の①のグループに入っています。</p> <p>なお、(2) がもし、「火を使用する設備を設けたもので、防火上有効な措置が講じられているもの」であるなら、P92、②のグループになるので、150㎡以上で設置義務が生じます。</p>
